

第 1 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月22日

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺 和夫

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,214,793	預 金	22,191,060
コールローン及び買入手形	289,856	譲 渡 性 預 金	2,679,771
買 現 先 勘 定	51,574	コールマネー及び売渡手形	361,325
債券貸借取引支払保証金	7,764	売 現 先 勘 定	140,533
買 入 金 銭 債 権	483,836	債券貸借取引受入担保金	648,420
特 定 取 引 資 産	666,536	特 定 取 引 負 債	179,664
金 銭 の 信 託	24,256	借 用 金	1,598,469
有 価 証 券	7,569,596	外 国 為 替	70
貸 出 金	20,593,126	短 期 社 債	331,660
外 国 為 替	6,656	社 債	949,527
リース債権及びリース投資資産	565,193	信 託 勘 定 借	2,016,429
そ の 他 資 産	1,470,991	そ の 他 負 債	1,090,524
有 形 固 定 資 産	240,020	賞 与 引 当 金	11,409
無 形 固 定 資 産	208,025	役 員 賞 与 引 当 金	102
繰 延 税 金 資 産	278,854	退 職 給 付 引 当 金	14,720
支 払 承 諾 見 返	660,480	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	184
貸 倒 引 当 金	150,660	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	6,316
		偶 発 損 失 引 当 金	17,705
		移 転 関 連 費 用 引 当 金	9,090
		繰 延 税 金 負 債	3,544
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,124
		支 払 承 諾	660,480
		負 債 の 部 合 計	32,916,138
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	261,608
		資 本 剰 余 金	859,497
		利 益 剰 余 金	679,162
		自 己 株 式	111
		株 主 資 本 合 計	1,800,158
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,090
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,240
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,560
		為 替 換 算 調 整 勘 定	14,548
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	47,439
		新 株 予 約 権	1
		少 数 株 主 持 分	512,046
		純 資 産 の 部 合 計	2,264,766
資 産 の 部 合 計	35,180,904	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	35,180,904

中間連結損益計算書 〔平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	623,302
信 託 報 酬	50,040
資 金 運 用 収 益	186,602
(うち貸出金利息)	(122,530)
(うち有価証券利息配当金)	(57,438)
役 務 取 引 等 収 益	128,822
特 定 取 引 収 益	3,276
そ の 他 業 務 収 益	242,451
そ の 他 経 常 収 益	12,109
経 常 費 用	468,005
資 金 調 達 費 用	59,679
(うち預金利息)	(37,193)
役 務 取 引 等 費 用	31,370
特 定 取 引 費 用	208
そ の 他 業 務 費 用	159,039
営 業 経 費	190,390
そ の 他 経 常 費 用	27,315
経 常 利 益	155,296
特 別 利 益	46,340
固 定 資 産 処 分 益	279
負 の の れ ん 発 生 益	46,061
特 別 損 失	7,213
固 定 資 産 処 分 損	289
減 損 損 失	4,131
そ の 他 の 特 別 損 失	2,792
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	194,423
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20,389
法 人 税 等 調 整 額	35,011
法 人 税 等 合 計	55,400
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	139,022
少 数 株 主 利 益	10,913
中 間 純 利 益	128,109

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 80社

主要な会社名

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社

(連結の範囲の変更)

当社と住友信託銀行株式会社との株式交換により、住友信託銀行株式会社及びその連結される子会社及び子法人等51社を、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。なお、持分法適用の関連法人等であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除外して連結の範囲に含めております。

また、DBS Asset Management Ltdほか3社は株式取得により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

なお、Chuo Mitsui Investments, Inc.及びChuo Mitsui Investments Singapore Pte.Ltd.は清算により、当中間連結会計期間から連結の範囲から除外しております。

非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、ハミングバード株式会社ほか41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等 14社

主要な会社名

日本株主データサービス株式会社

住信SBIネット銀行株式会社

ビジネクス株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

当社と住友信託銀行株式会社との株式交換により、住友信託銀行株式会社の持分法適用の関

連法人等である住信SBIネット銀行株式会社ほか9社を、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。なお、持分法適用の関連法人等であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除外しております。

また、Singapore Consortium Investment Management Limited ほか1社は株式取得により、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、ハミングバード株式会社ほか41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社及び子法人等、関連法人等に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項第2号により持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

10月末日	1社
3月末日	1社
5月末日	1社
6月末日	15社
7月24日	6社
7月末日	4社
9月末日	52社

10月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、3月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、5月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、6月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち2社については、1社は8月末日現在、1社は9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、7月24日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(1)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

連結される信託銀行子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
その他	2年～20年

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可

能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部又はリスク統括部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は79,074百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用142,392百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 : その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、連結される信託銀行子会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 移転関連費用引当金の計上基準

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

連結される信託銀行子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決

算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

(借手側)

国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は949百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は71百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引ごとの繰延ヘッジあるいは時価ヘッジを行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引ごとの繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。そのため、当社の前連結会計年度の連結財務諸表と当中間連結財務諸表との間には連続性が無くなっております。

なお、当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結される子会社及び連結子法人等の株式を除く)
48,558百万円

2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは、6,432百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,098百万円、延滞債権額は126,027百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は263百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は87,293百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は233,683百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,498百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	127,973百万円
有価証券	2,000,915百万円
貸出金	1,056,843百万円
リース債権及びリース投資資産	18,998百万円
その他資産	634百万円

担保資産に対応する債務

預金	41,675百万円
売現先勘定	140,533百万円
債券貸借取引受入担保金	648,420百万円
借入金	797,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,789,555百万円及びその他資産172百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,175百万円、保証金は26,663百万円、デリバティブ取引の差入担保金は100,794百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,733,773百万円あります。このうち原契約が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,002,465百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与え

るものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 114,307百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金220,723百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債885,426百万円が含まれております。
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は244,932百万円であります。
15. 連結される信託銀行子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,290,790百万円、貸付信託179,079百万円であります。
16. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(第一基準)は、16.52%であります。

(中間連結損益計算書関係)

- 1 . その他経常収益には、持分法投資利益1,928百万円、株式等売却益1,444百万円を含んでおりま
す。
- 2 . その他経常費用には、株式等償却10,393百万円、移転関連費用引当金繰入額3,470百万円を含
んでおります。
- 3 . 負ののれん発生益には、当社と住友信託銀行株式会社との株式交換による企業結合を実施した
ことにより発生した43,431百万円のほかに、少数株主から追加取得した一部の連結される子会
社・子法人等株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額を含んでおります。
- 4 . その他の特別損失は、統合関連費用であります。
- 5 . 中間包括利益 93,946 百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(* 1)	2,214,724	2,214,724	
(2) コールローン及び買入手形	289,856	289,856	
(3) 買現先勘定	51,574	51,574	
(4) 債券貸借取引支払保証金	7,764	7,764	
(5) 買入金銭債権(* 1)	454,825	455,514	689
(6) 特定取引資産 売買目的有価証券	340,173	340,173	
(7) 金銭の信託	12,256	12,256	
(8) 有価証券 満期保有目的の債券	597,660	633,588	35,927
その他有価証券	6,630,362	6,630,362	
(9) 貸出金 貸倒引当金(* 2)	20,593,126 113,908		
	20,479,217	20,621,795	142,578
(10) 外国為替	6,656	6,656	
(11) リース債権及びリース投資資産(* 1)	556,143	566,040	9,896
資産計	31,641,216	31,830,307	189,091
(1) 預金	22,191,060	22,216,564	25,503
(2) 譲渡性預金	2,679,771	2,679,771	
(3) コールマネー及び売渡手形	361,325	361,325	
(4) 売現先勘定	140,533	140,533	
(5) 債券貸借取引受入担保金	648,420	648,420	
(6) 借入金	1,598,469	1,609,067	10,597
(7) 外国為替	70	70	
(8) 短期社債	331,660	331,660	
(9) 社債	949,527	964,988	15,460
(10) 信託勘定借	2,016,429	2,016,429	
負債計	30,917,269	30,968,832	51,562
デリバティブ取引(* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	133,578	133,578	
ヘッジ会計が適用されているもの	135,606	135,606	
デリバティブ取引計	269,184	269,184	

- (* 1)現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (* 2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (* 3)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び(10) 外国為替
これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 買入金銭債権
買入金銭債権のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。
- (6) 特定取引資産
トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。
- (7) 金銭の信託
金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、取引所の価格、又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。
- (8) 有価証券
株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価格を時価としております。自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。
変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって時価としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。
海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、合理的に算定された価額をもって時価としております。対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(10) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間(1年以内)のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、(7) 外国為替、(8) 短期社債、及び(10) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、連結される子会社及び子法人等の借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終の価格を時価としております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。クレジットデフォルトスワップについては、割引現在価値やクレジットデフォルトスワップの市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間の価格比較等の分析を踏まえた理論値モデルに基づいて算定された価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
有価証券	184,666
非上場株式(*3)	131,434
組合出資金	41,092
その他(*3)	12,139
合計	184,666

(*1)上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)連結される子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等は、上記に含めておりません。

(*3)当中間連結会計期間において、非上場株式について201百万円、その他について366百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	174,901	182,967	8,066
	地方債			
	短期社債			
	社債	7,227	7,254	27
	その他	285,952	317,704	31,752
	外国債券	236,945	268,227	31,282
	その他	49,006	49,476	470
	小計	468,080	507,926	39,845
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	14,913	14,892	21
	その他	166,472	163,045	3,427
	外国債券	163,672	160,246	3,426
	その他	2,800	2,799	0
	小計	181,386	177,937	3,448
合計		649,467	685,864	36,397

2. その他有価証券(平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	323,063	254,437	68,626
	債券	3,360,519	3,315,389	45,129
	国債	2,845,857	2,806,390	39,466
	地方債	11,642	11,463	179
	短期社債			
	社債	503,019	497,535	5,483
	その他	862,653	815,684	46,969
	外国株式	467	122	345
	外国債券	679,509	648,929	30,580
	その他	182,675	166,632	16,043
	小計	4,546,236	4,385,511	160,725
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	515,448	638,745	123,296
	債券	1,093,386	1,095,719	2,333
	国債	793,811	794,004	193
	地方債	2,563	2,573	10
	短期社債			
	社債	297,011	299,141	2,130
	その他	668,105	687,869	19,763
	外国株式			
	外国債券	409,682	416,226	6,543
	その他	258,423	271,643	13,219
	小計	2,276,940	2,422,334	145,393
合計		6,823,177	6,807,845	15,331

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式 10,154 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成 23 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 23 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	14,187	14,014	172	172	

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
当社

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 22名 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19名 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7名 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24名 上記の合計 72名
株式の種類別のストック・オプションの 付与数(注)	普通株式 286,000株
付与日	平成23年7月26日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	平成23年7月26日から 平成25年7月25日まで
権利行使期間	平成25年7月26日から 平成33年7月25日まで
権利行使価格	400円
付与日における公正な評価単価	62円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当社は、平成 22 年 8 月 24 日に住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」という。）との間で経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結し、平成 22 年 12 月 22 日開催の臨時株主総会の承認を経て、平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として株式交換を実施し、商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 当社
事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

当社と住友信託銀行は、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、当社グループの機動力と住友信託銀行グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成 23 年 4 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号平成 20 年 12 月 26 日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号平成 20 年 12 月 26 日)を適用し、株式交換完全子会社である住友信託銀行の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、住友信託銀行を取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

3. 被取得企業の取得原価

489,114 百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

普通株式

住友信託銀行の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1.49 株を割当て交付しております。

優先株式

住友信託銀行の第 1 回第二種優先株式 1 株に対して、当社の第 1 回第七種優先株式 1 株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

普通株式

当社及び住友信託銀行は、普通株式に係る株式交換比率(以下「普通株式交換比率」

という。)の算定にあたって公正性を確保するため、当社は JP モルガン証券株式会社及び野村證券株式会社に、住友信託銀行は UBS 証券会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社に、本株式交換に係る普通株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

優先株式

当社及び住友信託銀行は、住友信託銀行が発行している第1回第二種優先株式については、当社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、上記の優先株式に係る交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式	2,495,060,141 株
優先株式	109,000,000 株

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 43,431 百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額のうち持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	資産合計	14,158,131 百万円
	うち貸出金	8,855,145 百万円
(2) 負債の額	負債合計	13,437,699 百万円
	うち預金	9,326,751 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 395円25銭

1株当たり中間純利益金額 30円29銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。